

東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県

## 4月7日に緊急事態宣言！

～就職活動に影響が出ます！～

2020年4月7日／第8報

弘前学院大学看護学部

東京都内などの新型コロナウイルスの感染者急増を受け首相は6日、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を7日に発令する方針を表明しました。

- 1) 発令期間：実施期間は同日から5月6日までの1ヶ月間。
- 2) 対象自治体：東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県が対象。
- 3) 学生生活（就職活動など）への影響

- 東京、埼玉、千葉、神奈川にある病院においては、インターンシップなどの活動の延期が発表されています。そのため、就職活動を行っている学生には、今まで以上に影響が出ると考えられます。
- 病院のインターンシップなどの情報は、頻繁にHPなどをチェックすることが必要です。
- 外出の自粛はあくまでも「要請」で強制力はありませんが、国民は対策に協力する努力義務があります。

- 4) 大学からのお知らせの確認

- 大学からのお知らせは、学内の掲示板に新しい情報が頻繁に公開されています。また、弘前学院大学のHPにも公開されていますので、必ず、学生は新しい情報を確認しましょう。
- 学内に“新型コロナ情報”的新しい掲示コーナーを設置しました。